

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南砺市長 田中 幹夫

市町村名 (市町村コード)	南 砺 市 (162108)
地域名 (地域内農業集落名)	高瀬西 地区 (三清西、森清、安清、江田、雨潜、野原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高瀬西地区の農地面積は188ha余りと、比較的小さな区域であるが、昭和10年代から戦後にかけて10a区画を基本とする「耕地整理」が実施され、農地の集積化における先進的な地域であった。

昭和50年代後半からは大型区画圃場整備事業に着手し、平成前期には一区画1haの圃場が完成。これを契機として集落営農法人が組織化され、福野地域における農業経営の模範地域となり現在に至る。

こうした動きを捉えて、高瀬西地域周辺では集落営農組織が設立され、組織化が促進されると共に組織化が成されない集落では、意欲ある認定農業者が現れ、担い手として集落の農地集積を担うようになった。

将来的な課題として、全国的に、地域の過疎化、災害等により用水路等農業施設の維持管理が日常的になされなくなったことによって、昨今の異常気象等による農用地等への被害の発生・拡大が懸念されている。高瀬西地域においても、今後、10年、20年と農業を維持継続していく上では、日頃の農業施設の維持管理が大切な事項ととらえ、農業施設の維持管理に伴う労力の確保や費用負担の軽減が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

高瀬西地区では、農地の集積・集約化が進んでいるが、持続可能な地域農業を目指して農作業の効率化、負担軽減を図る。

当該地域の転作実施状況は、大麦、大豆と加工用米で実施されている。

今後、転作率がさらに拡大すれば、さらなる高収益作物として「となみ野農業協同組合」管内でブランド化を進め栽培を促進している「玉葱」等の導入を検討する。

沖積層土壌の当地では、畑作物の導入には農地の乾田化が必要であり、本格的な乾田化事業の導入や「大麦や大豆」等の転作実施田後の簡易乾田化した農地での実施が有用である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	188.10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	188.10 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・三清西集落は、ほぼ集落の営農組織に集積されており、1戸の個人経営者のみとなっている。集積は、集落の営農組織が行う。

・森清集落は、集落の営農組織に農地は集積されている。

・安清集落は、2戸の個人経営を除いて、集落の営農組織に集積されている。

・江田集落は、集落内には担い手は存在しない。近隣の規模の大きい法人が多くを集積し、他にも近隣の担い手や個人経営者も集積している。集落内で担い手を育成し集積するか、近隣の担い手において集積する。

・雨潜集落は、集落内に3戸の個人経営者が存在する。それ以外に担い手はおらず、農地は近隣の担い手が多くを集積している。今後は、今ある個人経営者も近隣の担い手に集積する傾向である。

・野原集落は、農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針
農業委員・農地利用最適化推進委員等と調整し、担い手への集積・集約が進むよう農地バンクを積極的に活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地保全を継続的に行うため、市・農業協同組合・関係機関等と連携し地域内外からの多様な経営体の受け入れに努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害の恐れが高いエリアを中心に、侵入防止柵の設置等を進める。
- ②肥料・農薬の削減効果が高い「富富富」の導入検討や、側条施肥、直播等の環境にやさしい低コスト生産を推進する。
- ③ドローンによる防除等、スマート農業技術の導入を促進し、省力化を図る。
- ⑦大麦収穫後の適切な圃場管理をはじめ、畦畔等の適期除草を徹底し、農村環境保全に努める。
- ⑧拠点となる農業用施設へ機械を集約するなど、効率的な営農体制の整備を推進する。